



金 沢 市 公 報

号外第9号

平成29年(2017年)6月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 公 告

- 犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例の規定に基づく川筋景観保全区域の指定及び川筋景観保全基準の案の縦覧について (景観政策課) 1

公 告

犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例(平成29年条例第2号)の規定に基づく川筋景観保全区域の指定の案及び川筋景観保全基準の案を作成したので、犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例施行規則(平成29年規則第8号)第3条第1項及び第4条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該川筋景観保全区域の指定の案及び川筋景観保全基準の案を公衆の縦覧に供します。

なお、川筋景観保全区域の指定の案及び川筋景観保全基準の案に係る区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、平成29年6月26日から同年7月17日までに、これらの案について金沢市長に意見書を提出することができます。

平成29年6月26日

金沢市長 山 野 之 義

1 川筋景観保全区域の名称及び位置

区域名	位 置
犀川区域	片町1丁目、片町2丁目、川岸町、菊川1丁目、菊川2丁目、清川町、幸町、十三間町、杉浦町、千日町、大和町、中央通町、寺町3丁目、寺町5丁目、中川除町、長土塀3丁目、中村町、野町1丁目、法島町、大豆田本町、御影町及び本江町の各一部
浅野川区域	浅野本町、尾張町2丁目、笠市町、主計町、京町、小橋町、材木町、桜町、昌永町、鈴見台1丁目、常盤町、豊国町、七ツ屋町、並木町、橋場町、東山1丁目、東山3丁目、彦三町1丁目、瓢箪町、堀川町及び横山町の各一部

2 川筋景観保全区域の指定及び川筋景観保全基準に係る区域図

別図(登載省略)のとおり

3 川筋景観保全基準となる事項及びその内容

(1) 川筋景観保全基準となる事項

ア 美しい川筋景観の保全に関する基本的な事項

イ 建築物及び工作物(広告物及び広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)に係るものを除く。)の規模、位置、色彩、意匠及び形態

ウ 宅地その他の土地の形質

エ 緑化

オ 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠及び表示の方法

カ その他

(2) 川筋景観保全基準の内容

別紙(登載省略)のとおり

4 縦覧場所

金沢市都市整備局景観政策課

5 縦覧期間

平成29年6月26日から同年7月10日まで

平成29年(2017年)6月26日 印刷

発行人

金 沢 市

平成29年(2017年)6月26日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市玉銚4丁目166番地

(株) 共 栄